

(2) 個別施策

【就学前教育・保育の充実】

① 幼稚園・保育所・こども園・地域型保育

〈認定区分と対象施設〉

対象施設	保育の必要性	認定区分	対象年齢
幼稚園 こども園（幼稚園利用）	なし	1号認定	3～5歳
	あり	2号認定（※）	
保育所 地域型保育 こども園（保育所利用）	あり	2号認定	
	あり	3号認定	0～2歳

※2号認定のうち、幼稚園教育を希望する児童

〈量の見込み〉

■教育ニーズ（1号認定・2号認定（幼稚園教育の利用希望が強い））

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	95	96	88	83	74
②確保の内容	幼稚園・こども園	168	182	182	182
②-①	73	86	94	99	108

■保育ニーズ（2号認定（保育の利用希望が強い））

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	453	438	401	380	338
②確保の内容	保育所・こども園	544	499	499	499
	地域型保育事業	-	0	0	0
②-①	91	61	98	119	161

■保育ニーズ（3号認定）

（単位：人）

項目	令和7年度			令和8年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	66	113	154	61	117	116	
②確保の内容	保育所・こども園	66	114	160	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①	0	1	6	0	△6	35	

項目	令和9年度			令和10年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	56	109	119	52	101	112	
②確保の内容	保育所・こども園	61	111	151	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①	5	2	32	9	10	39	

項目	令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	47	93	104	
②確保の内容	保育所・こども園	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0
②-①	14	18	47	

〈取組方針〉

幼児期は、遊びや生活を通して人格形成の基礎を培い、生きる力をはぐくむ大切な時期です。幼稚園・保育所・こども園では、さまざまな環境のなかで、主体的に活動し、仲間と一緒に生活する喜びや楽しさを味わい、自己肯定感を高めていけるよう「しろうこども指針」に基づいて、年齢に合わせた幼児教育・保育を行います。

少子化が進行する一方で、共働き世帯の増加等により保育を必要とする子どもは増加傾向にあります。本市の就学前児童を取り巻く状況をふまえ、利用者のニーズに沿った環境の整備を推進するとともに、待機児童数ゼロの維持・継続をめざしサービスの提供体制の確保に努めます。

地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

また、保育の低年齢化が進むなか、3号認定（0～2歳）の保育ニーズの把握に努め、サービスの提供体制の確保に向けた検討を進めます。

~~地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。~~

⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】

保育所等を利用していない3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育を実施する事業です。

子ども・子育て支援法の改正により、令和8年4月から新たな給付事業として始まります。

(単位：定員数)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	—	1	1	2	2
	②確保の内容	—	1	1	2	2
	②-①	—	0	0	0	0
項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1歳児	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2歳児	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0

※令和8～9年度は月3時間、10～11年度は月10時間までの利用を想定し量の見込みを算出

〈取組方針〉

令和8年度からの事業実施に向けサービスの提供体制の確保に努めます。

現時点において未実施の事業であるため、早期の実施体制確保に向けて、他市町のモデル事業を参考に事業者等との調整を行うとともに、サービスを提供するうえで必要となる保育人材の確保策についての検討を進めます。また、実施にあたっては、市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

新規事業のため、必要に応じて計画の中間年に量の見込みと確保の内容を見直すこととします。

【さ行】

◎しそうこども指針

平成 25 年 1 月策定。豊かな自然・文化や歴史などその恵まれた資源を活かして、将来を担う子どもたちが、夢や希望を持って個性や能力を伸ばし健やかに成長し、豊かな人間性の基礎を育むことを基本理念として、めざす乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたいこどもの像を示す指針。

◎しそうの子ども生き生きプラン

平成 30 年 3 月策定。平成 20 年に「しそうの子ども生き生きプラン」として策定された、学校教育に係る 10 年間の構想と前期 5 年間の基本計画、平成 25 年に策定された後期基本計画を引き継ぐ計画。地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立をめざしている。令和 5 年 3 月「しそうの子ども生き生きプラン（後期基本計画）」を策定し、学校や家庭、地域が一体となって宍粟の教育に取り組んでいる。

◎小規模保育

~~主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、~~利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

【た行】

◎地域型保育事業

~~0～2歳児を対象とし、~~小規模保育（定員 6～19 人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員 5 人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

◎地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）等の事業。

◎特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

【な行】

◎認定区分

保護者が施設などの利用を希望する際、利用のための認定の申請を行う。新制度においては、3つの区分の認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まる。

1号認定は、満3歳以上の子どもを対象とした教育標準時間認定。保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する場合で、利用先は幼稚園、こども園。

2号認定は、満3歳以上の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、こども園、地域型保育。

3号認定は、満3歳未満の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、こども園、地域型保育。

【は行】

◎ファミリー・サポート・センター

市町村が設置運営し、子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。

◎放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学校施設等で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず参加できる。

【や行】

◎ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者。

◎幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から全面的に実施。3～5歳までの幼稚園・保育所・こども園等を利用する子どもたちの利用料、0～2歳までのうち、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化された。